

みんなで障がい者を虐待から守りましょう！



障がい者虐待は次の3種類に分かれています

- ①養護者（家族）による障がい者虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ③使用者（事業主や同僚）による障がい者虐待

障がい者虐待を防止するために、地域や家庭で
ちょっと考えてみましょう

今は、新型コロナウイルスの感染症防止対策で外出する機会が減り、家の中で過ごす時間が多くなっています。家族内でもストレスを抱えている状況にあります。

私たち一人ひとりが障がい者虐待に対する認識を深め、普段の生活の中で気がついたことや、できることから行動することで、障がい者虐待の防止につながります。

- 重大な危険が生じていない場合であっても、「虐待かもしれない」と思ったら、早めに相談・連絡してください。
- 守秘義務により、ご連絡していただいた方のお名前が周囲に漏れることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。

—— 障がい者虐待相談窓口 ——
白鷹町地域包括支援センター係 ☎86-0112

どんな行為が障がい者虐待になるの？

- 身体的虐待・・・障がい者の体に暴行を加えたり、正当な理由がなく障がい者の身体を縛るなど、身動きのとれない状態にすること。
- 性的虐待・・・障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- 心理的虐待・・・障がい者に対する暴言や拒絶するなどの対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。
- 放棄・放置・・・障がい者を放置し、食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず衰弱させること。また、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。
- 経済的虐待・・・本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。



成年後見制度 こんなときにご利用ください

成年後見制度とは、病気や障がい等で判断能力が不十分な方が、「財産管理」「身のまわりの世話の為に介護サービスや施設入所に関する契約」を行う場合などに、ご本人の権利を保護し支援する制度です。

例えば…

- ・離れて暮らしている親に認知症の傾向が。離れて暮らしているので心配…
- ・近所の高齢者が認知症で財産管理ができていないようだ。またその家に、見知らぬ人が出入りしている…
- ・障がいのある子どもと暮らしているが、私が世話を出来なくなったら…
- ・一人暮らしなので、将来病気になった時に不安…

このようなお困りごとなどありましたら、ぜひご相談ください。白鷹町地域包括支援センター係と置賜成年後見センター（※）がお手伝いをさせていただきます。

（※）置賜成年後見センターとは

置賜3市5町で設置した、判断能力が不十分な方でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進等の機能を担う機関です。

—— 成年後見制度相談窓口 ——
白鷹町地域包括支援センター係 ☎86-0112

